

○益田市附属機関設置条例

平成 25 年 3 月 28 日

益田市条例第 13 号

改正 平成 25 年 12 月 25 日条例第 26 号

平成 26 年 3 月 28 日条例第 5 号

平成 27 年 3 月 31 日条例第 8 号

平成 28 年 3 月 25 日条例第 11 号

平成 28 年 9 月 23 日条例第 43 号

平成 29 年 3 月 28 日条例第 4 号

平成 30 年 3 月 26 日条例第 5 号

平成 30 年 9 月 27 日条例第 39 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市が設置する附属機関に関しては、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置等)

第 2 条 別表に掲げる執行機関に附属機関を置き、その担当事務、委員の定数及び構成、任期並びに表決方法については、同表に掲げるとおりとする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、別表に掲げる附属機関のうち既に設置されている附属機関及びその委員（任期を含む。以下同じ。）は、この条例に基づく附属機関及びその委員とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年益田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 25 年 12 月 25 日条例第 26 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 19 号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 益田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 28 年 3 月 25 日条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 益田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 28 年 9 月 23 日条例第 43 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（任期の特例）
- 2 この条例施行の日以後最初に委嘱される在宅医療・介護連携推進協議会の委員の任期は、益田市附属機関設置条例第 2 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 益田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 29 年 3 月 28 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 益田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 30 年 3 月 26 日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 益田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 30 年 9 月 27 日条例第 39 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年益田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員の定数及び構成	委員の任期	表決方法
市長	益田市総合戦略審議会	益田市人口ビジョンの策定及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定による市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関し必要な事項について審議し、及びその効果について検証を行うこと。	1 3人以内 1 産業分野の識見を有する者 2 金融分野の識見を有する者 3 労働分野の識見を有する者 4 学識経験者 5 関係行政機関の職員 6 その他市長が必要と認める者	1年	出席委員の過半数
	益田市道の駅整備検討委員会	市長の諮問に応じ、道の駅整備基本構想及び道の駅整備基本計画の策定に関し必要な事項について調査検討し、及び答申すること。	1 5人以内 1 農林水産業関係者 2 商工観光関係者 3 学識経験者 4 関係行政機関の職員 5 その他市長が必要と認める者	構想及び計画の策定が終了するまでの間	出席委員の過半数
	益田市入札・契約適正化委員会	一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約とした理由その	5人以内 公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査を適切に行うことができる学識経験等を有する者	3年	出席委員の過半数

	他入札及び契約制度の改善に関する事項について審議を行い、意見具申又は勧告を行うこと。			
益田市指定管理施設モニタリング委員会	施設管理に関する評価、意見具申その他指定管理施設の適正な運営を確保するために必要な事項について、建議すること。	6人以内 識見を有する者	2年	—
益田市地域福祉計画策定委員会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による益田市地域福祉計画の策定に関する事項を調査審議すること。	30人以内 1 社会福祉施設関係者 2 生活関連企業関係者 3 NPO・ボランティア関係者 4 地域福祉活動団体の代表者 5 当事者団体及び家族代表 6 小地域福祉活動計画策定関係者 7 識見を有する者 8 関係行政機関の職員 9 その他市長が適当と認める者	計画の策定が終了するまでの間	出席委員の過半数
益田市食育推進会議	食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき、本市の食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を審議する	22人以内 1 学識経験者 2 食育の推進に関係する行政機関、団体等の代表者又はこれらの推薦を受けた者	2年	—

	こと。	3 その他市長が 適当と認める者		
益田市子ども・子 育て会議	市長の諮問に応 じ、子ども・子育 て支援法（平成2 4年法律第65 号）第77条第1 項の規定により市 の特定教育・保育 施設等の利用定員 の設定及び益田市 子ども・子育て支 援事業計画の策定 等に関し意見を述 べ、並びに市の子 ども・子育て支援 施策の総合的かつ 計画的な推進に関 し必要な事項及び 当該施策の実施状 況について調査 し、審議すること。	2 0人以内 1 子どもの保護 者 2 子ども・子育 てに関わる各種 団体を代表する 者 3 子ども・子育 てに関する事業 に従事する者 4 子ども・子育 てに関し識見を 有する者 5 その他市長が 適当と認めるも の	2年	出席委 員の過 半数
益田市老人福祉計 画推進協議会	市長の諮問に応 じ、老人福祉法（昭 和38年法律第1 33号）第20条 の8第1項の規定 により市が策定す る益田市老人福祉 計画に関する調査 審議を行い、及び 答申すること。	2 0人以内 学識経験者並びに 福祉団体及び関係 団体の代表者	3年	出席委 員の過 半数
益田市老人福祉計 画モニタリング委 員会	市長の諮問に応 じ、老人福祉法（昭 和38年法律第1 33号）第20条 の8第1項の規定 により市が策定す る益田市老人福祉 計画に利用者の意 識、市民ニーズ等	1 0人以内 1 益田市老人福 祉計画策定委員 会委員であった 者 2 益田市老人福 祉計画作業部会 員であった者 3 高齢者福祉に	3年	出席委 員の過 半数

	を反映させていくために当該計画の進捗状況を調査審議し、及び答申すること。	<p>関するサービス事業所の代表</p> <p>4 地区において推薦のあった者等市民の中から選任した者</p>		
益田市障がい者自立支援協議会	障がい者の生活を支えるための相談支援事業をはじめとする事業運営のシステム作り及び障害福祉サービスの提供体制確保及び関係機関によるネットワークの構築のために必要な事項について調査審議し、及び提言すること。	<p>2 5人以内</p> <p>1 相談支援事業者</p> <p>2 障害福祉サービス事業者</p> <p>3 保健・医療関係者</p> <p>4 教育・雇用関係機関の推薦する者</p> <p>5 障がい者関係団体の代表</p> <p>6 学識経験者</p> <p>7 関係行政機関の職員</p> <p>8 障がい者又はその家族</p> <p>9 公募による一般市民</p>	3年	—
益田市障がい者福祉施設あり方検討委員会	障がい者福祉施設の維持管理、指定管理者の選定基準その他事業運営に関し必要な事項として市長が規則で定めるものについて調査審議し、及び提言すること。	<p>6人以内</p> <p>障がい者福祉施設の事業運営に関し識見を有する者</p>	2年	出席委員の過半数
益田市地域ケア会議	高齢者福祉の増進を包括的に支援する総合的な地域ネットワークの構築を実現するために必要な事項について調査審議し、及	<p>3 0人以内</p> <p>1 高齢者福祉に関するサービス提供事業所及び職能団体の代表者</p> <p>2 地域福祉に関</p>	3年	出席委員の過半数

	び提言すること。	<p>するサービス提供事業所及び職能団体の代表者</p> <p>3 医療機関の代表者</p> <p>4 行政機関の代表者</p> <p>5 高齢者虐待及び認知症について識見を有する者</p>		
益田市地域密着型サービス運営委員会	<p>地域密着型サービスの指定、取消し、指定基準及び介護報酬の設定、質の確保及び運営評価その他適正な運営を確保するために必要であると判断した事項について審議し、及び建議すること。</p>	<p>10人以内</p> <p>1 介護保険の被保険者</p> <p>2 介護サービス又は介護予防サービスの利用者</p> <p>3 介護サービス又は介護予防サービスに関する事業者</p> <p>4 地域における保健、医療及び福祉関係事業等を担う関係者</p> <p>5 介護に関する学識経験を有する者</p>	3年	出席委員の過半数
益田市地域包括支援センター運営協議会	<p>地域包括支援センターの設置、運営、職員の確保その他地域包括ケアに関することについて協議し、及び建議すること。</p>	<p>15人以内</p> <p>1 介護サービス又は介護予防サービスに関する事業者及び職能団体の代表者</p> <p>2 介護サービス若しくは介護予防サービスの利用者又は介護保険の被保険者</p> <p>3 介護保険以外の地域資源や地</p>	3年	出席委員の過半数

		域における権利擁護、相談事業等を担う関係者 4 地域ケアに関する学識経験を有する者		
益田市在宅医療・介護連携推進協議会	市長の諮問に応じ、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第4号の規定により市が実施する在宅医療・介護連携推進事業に関し、在宅による医療及び介護の連携の推進に係る現状、課題及び対策について調査審議すること。	1 5人以内 1 地域医療に関わる事業者、職能団体等の代表者 2 介護サービス又は介護予防サービスに関わる事業者、職能団体等の代表者 3 権利擁護に係る相談支援事業に関わる団体等の代表者 4 その他市長が必要と認める者	3年	出席委員の過半数
益田市人権・同和問題解決推進委員会	人権センターが行う事業並びに人権・同和问题基本計画の推進、評価及び見直しその他必要な事項について協議し、建議すること。	2 5人以内 1 教育関係者 2 社会福祉団体の代表者 3 地域住民の代表者 4 学識経験者 5 市職員 6 その他市長が特に必要と認める者	2年	出席委員の過半数
ますだ食と農の基本計画推進委員会	ますだ食と農の市民条例(平成29年益田市条例第21号)第9条第1項の規定により市が策定する基本計画に関し、その策定及び当該基本計	1 0人以内 1 農業者 2 農業関係団体が推薦する者 3 食品産業に関わる事業者が推薦する者 4 消費者団体が	2年	出席委員の過半数

	画に基づく施策の計画的な推進のために必要な事項を調査し、及び審議すること。	推薦する者 5 農業分野の識見を有する者 6 関係行政機関の職員		
益田地区国営対策協議会	市長の諮問に応じて、益田地区国営開発地における農業振興及び諸課題の解決並びに国営益田地区土地改良事業中長期対策計画について調査協議し、及び答申すること。	1 5人以内 1 学識経験者 2 関係団体の代表者 3 関係行政機関の職員	2年	出席委員の過半数
益田市人・農地プラン検討委員会	戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23形成第2955号農林水産事務次官依命通知）に基づき、地域の中心となる経営体（以下「経営体」という。）の確保、経営体への農地の集積、経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方を記載した人・農地プランの策定について検討すること。	8人 1 島根県農業協同組合西いわみ地区本部の職員 2 石西地区農業共済組合の職員 3 益田市土地改良区の職員 4 集落営農組織の構成員 5 益田市認定農業者連絡協議会の代表者 6 畜産業従事者の代表者 7 益田市農業委員会の委員 8 市の職員	2年	出席委員の過半数
益田市地域公共交通会議	地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金その他必要と認める事項について協議し、及び建議すること。	1 2人以内 1 市長又はその指名する者 2 一般乗合旅客自動車運送事業者 3 一般貸切（乗	2年	出席委員全員の賛成

		用) 旅客自動車 運送事業者 4 社団法人島根 県旅客自動車協 会の代表者 5 住民又は利用 者 6 島根運輸支局 長又はその指名 する者 7 島根県知事又 はその指名する 者 8 一般旅客自動 車運送事業者の 事業用自動車の 運転者が組織す る団体の代表者 9 その他交通会 議が必要と認め る者		
益田市集客交流戦 略会議	益田市集客交流戦 略計画の素案の策 定並びに交流人口 拡大に向けた集客 戦略及び情報発信 に関する提案をす ること。	1 5人以内 1 益田市、美都、 匹見各観光協会 の代表者 2 益田商工会議 所及び同青年部 の代表者 3 益田旅館組合 の代表者 4 島根県料理業 飲食業生活衛生 同業組合益田支 部の代表者 5 益田観光ガイ ド友の会の代表 者 6 ANA総合研究 所の代表者 7 財団法人島根 文化振興財団の	1年	出席委 員の過 半数

			代表者 8 目的に賛同する団体の代表及び個人 9 市の職員		
教育委員会	益田市立学校整備計画審議会	教育委員会の諮問に応じ、益田市立小中学校の整備及び校区変更等について審議し、及び答申すること。	1 5人以内 1 識見を有する者 2 保護者の代表者 3 関係諸機関の代表者 4 その他教育委員会が必要と認める者	2年	出席委員の過半数
	史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、史跡益田氏城館遺跡群の保存、整備、活用及び管理に関し必要と認める事項について調査審議し、及び答申すること。	1 5人以内 1 学識経験者 2 益田市文化財保護審議会委員 3 文化庁担当職員 4 島根県教育庁文化財課担当職員 5 その他教育委員会が必要と認める者	2年	出席委員の過半数
	益田市歴史を活かしたまちづくり検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、益田市歴史文化基本構想の策定その他歴史・文化を活かしたまちづくりの推進に関し必要な事項について調査審議し、及び答申すること。	1 5人以内 1 学識経験者 2 益田市文化財保護審議会委員 3 文化庁担当職員 4 島根県教育庁文化財課担当職員 5 その他教育委員会が必要と認める者	2年	出席委員の過半数
	益田市スポーツ施設あり方検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、本市区域	5人以内 1 学識経験者	1年	出席委員の過

	会	内のスポーツ施設の効果的な活用に向けた事業運営の方針、計画等の策定に関し必要な事項について調査審議し、及び答申すること。	2 益田市スポーツ推進審議会委員 3 その他教育委員会が必要と認める者		半数
水道事業管理者	益田市水道料金審議会	市長の諮問に応じ、水道料金改定に関する事項を調査審議し、及び答申すること。	1 0人 1 市民の代表 6人 2 学識経験者 3人 3 市の職員 1人	諮問に係る審議が終了するまでの間	出席委員の過半数